

日本監査役協会が昨夏まとめた新しい「監査役監査基準」が波紋を広げている。企業統治（コーポレートガバナンス）ルールの整備が進んだことを受け4年ぶりに改訂。法的には監査役の職務ではないとされる「（経営判断の）監督」に踏み込んだことに多くの監査役が戸惑っている。

「御社はどう対応しますか」。昨年11月、協会が横浜市で開いた「監査役全国会議」。会議の合間に各社の監査役が話しあいの姿が見られた。

同基準は監査役の行動指針。コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の適用を機に監査役の存在意義を強めるのが改訂の狙いだ。職責の定義には「守備範囲

監査役の行動指針、4年ぶりに改訂

「監督機能」に対応に戸惑い

法務

日本監査役協会の 「監査役監査基準」のレベル分け

| レベル | 項目の位置づけ |
|-----|------------------------------------|
| 1 | 法定事項（会社法で監査役の職務として定められたもの） |
| 2 | 順守しなかった場合に会社法上の注意義務違反となる可能性が大 |
| 3 | 不順守でも直ちに注意義務違反にならないが、法的責任が問われる可能性も |
| 4 | 企業統治コードを踏まえた努力義務事項、望ましい行動 |
| 5 | レベル1～4に当てはまらない事項（行動規範ではない） |

値向上的観点から経営を監督することまでは求められない。

は「取締役が監査もする『監査等委員会設置会社』なら協会案で良いが、監

たゞ、「監査規定は一定の法的効力を持つとの裁判例がある」(協会の

社の監査規定を作る際のひな型となる。基準の各項目は、法的必要性の最も高いものを「レベル1」としたら段階に分類されている。「監督機能」についての項目は、法的に必要とされないが企業

監査役会設置会社にはそ
うはない」と話す。
トーセイも「監督機能
の一部を担う」などの文
言を、自社規定では削っ
た。本田安弘・常勤監査
役は「実践できり、また
はすべきものを厳選し

が必要。昨年5月の大阪高裁判決だ。破綻した不動産会社、セイクレストの管財人が、不正を繰り返す社長を止められなかつたとして監査役に損害賠償を求めた。

会社法上の役割越える

を過度に狭く捉えず、能動的・積極的な意見表明に努める」と記載。「新しい監査役像を示した」（永田雅仁事務局長）。

だが、この意気込みが「物議」を醸した。特に「自らの職責の範囲内で監督機能の一部を担う」の文言が問題になつた。

企業の対応は二分し、統治コードに觸れる「レ

た。「監督機能」に批判べル4に当たる。

的な企業の言い分けは「監査役の役割から外れる」というものだ。会社法上、

取締役会は経営全般の監督責任があるが、監査役は取締役の職務執行が開発のトーセイだ。横河電機の監査役会は、「ベル4」の項目は自社の「適法」かどうかを監視監査規定に入れなかつた。牧野清・常勤監査役

協会案をほぼ受け入れたのが東洋インキSCホールディングスだ。同社の常勤監査役は、会社法上の義務である取締役会への出席以外に経営會議にも常時出席。経営判断の妥当性も評価するなど、「監督」に積極的だ。菅田中亘教授は「法的リスクも考慮し新基準導入の是非を決めるべきだ」と指摘する。(木ノ内敏久)